

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 24.7.27 第 180 回国会第 12 号

7月27日（金）、第12回の委員会が開かれました。

- 1 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第 16 号）  
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第 17 号）
- ・両案について、川端国務大臣、稲見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・ に対し、塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
  - ・ について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 民主、自民、生活、公明、共産、みんな）
  - ・ について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 民主、自民、生活、公明、みんな 反対 共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

## 竹本直一君（自民）

- ・構造改革特区制度に関連する最近の要望や要求事項にはどのようなものがあるか伺いたい。
- ・地域の活性化を図るには、柔軟かつ大胆な発想の施策を打ち出し、成功事例を積み重ねて国民にアピールしていくことが重要であると考え、川端国務大臣の見解を伺いたい。
- ・総合特区制度と、地域再生制度及び構造改革特区制度との違いを伺いたい。

## 村上史好君（生活）

- ・構造改革特別区域法は、平成 14 年の制定以来 10 年が経過した。制度の現状認識と今後の展望について川端国務大臣の見解を伺いたい。
- ・構造改革特区制度については必ずしも所期の目的を達成するに至っていないとの指摘や、「特区における効果」（平成 20 年 7 月公表）の数値を踏まえた今後の展望を伺いたい。
- ・平成 24 年 3 月 31 日をもって構造改革特別区域法の認定申請等は期限切れになっているが、これによって支障は生じていないか。

## 高木美智代君（公明）

- ・小水力発電の水利使用許可手続に関する特例措置は、構造改革特区制度を用いて行うのではなく最初から全国展開すべきであると考え、この点について川端国務大臣の所見を伺いたい。
- ・構造改革特区制度を迅速に運用するためには、手続の簡素化を図ることが重要であるが、川端国務大臣の見解を伺いたい。
- ・構造改革特別区域法改正案で、「地方公共団体の事務に係る規

制に関する条例委任の特例」が追加されている。地方自治体において条例案等の立案能力を持つ人材をどのように育成するのか、川端国務大臣の見解を伺いたい。

## 塩川鉄也君（共産）

- ・特別養護老人ホーム等の 2 階建て準耐火建築物設置事業の特例措置の概要とその要件はどのようになっていたのか。そして、同特例措置については、安全への重大な懸念があるにもかかわらず、評価・調査委員会において、特例措置の要件を変えて、全国展開とされたが、急いで全国展開をする必要はなかったのではないか。
- ・評価・調査委員会において、規制の特例措置を全国展開すると評価した件数と評価回数が 5 回以上の規制の特例措置の具体的事例及び当該事例の評価回数はどうなっているのか。

## 浅尾慶一郎君（みんな）

- ・構造改革特区法の認定申請期限の延長によって、どの程度の新たな申請件数が見込まれるのか。また、申請を促すためにどのような施策を考えているのか。
- ・地域再生に関し、都市部に人口が増加している現状やナショナルミニマムの在り方について、川端国務大臣はどのように考えているのか。

## 長島一由君（民主）

- ・構造改革特区制度については、逗子市長時代に規制の特例事項として、国民年金の加入期間の短縮や市町村民税と国民年金の一元徴収の提案を行ったがいずれも採用されなかった。国民年金の加入期間の短縮の提案については、政権交代後に

国民年金制度自体の改定として認められたことから、提案自治体にその旨の連絡を行うこと、認められた理由、無年金者とならない人数について伺いたい。

- ・規制の特例事項の提案に対して、政治による政策判断ができるよう、政務三役の関与と大臣による定期的な審査を行うとの提案について、川端国務大臣の所見を伺いたい。
- ・規制の特例事項の提案について、中央官庁の職員による提案や提案募集の在り方について、川端国務大臣の所見を伺いたい。